

取調べの可視化 実現ニュース



(通算第7号)2009.2.1

今の特集

- 日弁連特別研修「取調べ一部録画に対抗する弁護活動」の開催とマニュアルの発行
- 「取調べの可視化申入書(モデル案)」と活用マニュアルについて
- 取調べ一部録画試行事例の収集に御協力を!
- 「なぜ、無実の人が自白するのか?—アメリカの虚偽自白 125事例が語る真実—」(東京開催) 報告
- 弁護士研修「無実の人がなぜウソの自白をするのか?—アメリカ125の虚偽自白の研究と取調べの可視化、そして弁護実践—」(大阪開催) 報告

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部



取調べの一部録画に対抗する弁護活動を徹底検証した

研修は、ライブ実演やビデオ上映を織り交ぜながら、虚偽自白が取られないようにするための接見技術や、一部録画についてのアドバイスはいかにすべきか、また、虚偽自白調書が作成され、一部録画がなされた場合に、公判前整理手続、及び公判においていかに任意性を争うか等について、講師である小坂井久会員及び秋田真志会員(いずれも大阪)から新人弁護士がアドバイスを受けるといった構成

この研修は、全国で約1000名がテキストを購入し、受講した。なお、本研修の録画映像は、日弁連会員ホームページ(※)内の日弁連総合研修サイトに掲載されている。当日ご覧になれなかった会員にも是非アクセスしていただき、任意性の争い方を体得していただきたい。

また、2009年春には、本研修の内容も織り交ぜた「一部録画面事案弁護士活動マニュアル(仮題)」が発刊される予定となっている。このマニュアルにおいては、本研修と同様、一部録画面事案に対応する必要がある弁護士の注視点等を、わかりやすく説明している。また、巻末には弁護活動チェックリストも付されており、これにより適切な弁護活動が行えるよう配慮されている。今後会員において一部録画面事案に対応する必要がある場合には、こちらも是非参照されたい。同マニュアルは2009年春には全会員に配布予定である。

(大阪弁護士会会員)
※日弁連会員ホームページ
(<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi>)
アクセスするには、IDとパスワードが必要となります。IDとパスワードを未取得の方は日弁連広報課までお問い合わせください。

日弁連特別研修「取調べ一部録画に対抗する弁護活動」の開催とマニュアルの発行

取調べの可視化実現本部事務局次長

森直也

昨年11月20日、弁護士会館講堂クレオにおいて、「取調べ一部録画に対抗する弁護活動」と題した日弁連特別研修が開催された。この研修は、サテライト研修として全国の弁護士会にも同時中継されたものである。

現在全国の地方検察庁(裁判員裁判対象事件を取り扱う支部を含む)と大規模警察本部管内の警察署では、取調べの一部録画試行を実施しており、警察庁は今後試行を全国の警察に拡大するとしている。最高検及び警察庁の方針とおりとすれば、今後、原則として全ての裁判員裁判対象事件の取調べで一部録画が行われることになる。

この研修は、全国で約1000名がテキストを購入し、受講した。なお、本研修の録画映像は、日弁連会員ホームページ(※)内の日弁連総合研修サイトに掲載されている。当日ご覧になれなかった会員にも是非アクセスしていただき、任意性の争い方を体得していただきたい。

また、2009年春には、本研修の内容も織り交ぜた「一部録画面事案弁護士活動マニュアル(仮題)」が発刊される予定となっている。このマニュアルにおいては、本研修と同様、一部録画面事案に対応する必要がある弁護士の注視点等を、わかりやすく説明している。また、巻末には弁護活動チェックリストも付されており、これにより適切な弁護活動が行えるよう配慮されている。今後会員において一部録画面事案に対応する必要がある場合には、こちらも是非参照されたい。同マニュアルは2009年春には全会員に配布予定である。

(大阪弁護士会会員)
※日弁連会員ホームページ
(<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi>)
アクセスするには、IDとパスワードが必要となります。IDとパスワードを未取得の方は日弁連広報課までお問い合わせください。

「取調べの可視化申入書(モデル案)」と活用マニュアルについて

取調べの可視化実現本部事務局員 前田 領

当連合会では、取調べの可視化を目指し、2005年11月に「取調べ可視化申入書(モデル案)」を作成し、配布している。

しかし現在においても、未だ取調べの可視化は実現されておらず、本年5月よりはじまる裁判員裁判を控え、取調べの可視化は直ちに実現させなければならない緊急の課題である。

4月から全国に拡大実施予定)。しかし、現在行われている一部録画試行は、捜査官の全面的な裁量による、取調べの最終段階の一部だけを切り取った録画であり、録画されていない取調べにおいてどのようなやりとりがなされているのか全くわからない。このような一部録画では密室での違法・不当な捜査は排除できず、冤罪の解消にもつながらない。

このような状況の変化をふまえて、「取調べ可視化申入書」と活用マニュアルを、より現在の実務にあったものとなるように改訂することとした。

今回のマニュアルには、「モデル案」として捜査機関への申入書5つをパターン化してあり、そのまま使用していただけるようになっていく。

また、マニュアル本体には、被疑者段階、公判前整理手続段階、公判段階での弁護活動の指針や最新の情報等を記載している。

そこで、捜査機関の現状、問題点をわかりやすくまとめ、実践的な弁護活動の指標となるべく「取調べ可視化申入書(モデル案)」と同活用マニュアルを以下の状況の変化を踏まえ改訂することとした。

また、2008年、最高検察庁は「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」「取調べに当たっての一層の配慮について」という通達を出し、警察庁は「警察捜査における取調べ適正化指針」を公表した上で「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」を定めるとともに、犯罪捜査規範の一部改正を行った。これらの通達、規範改正により、警察官・検察官の取調べが不当である場合には、検察庁に調査・報告を求めることができるようになる。

取調べ可視化の一助、皆様の充実した刑事弁護活動の一助としてこの申入書とマニュアルをお使いいただければ幸いです。

(東京弁護士会会員)

△状況の変化▽

①取調べの一部録画試行
現在各地方検察庁(裁判員裁判対象事件を取り扱う支部を含む)と、大規模警察本部(警視庁、大阪府警等)管内の警察署で、取調べの一部録画試行が実施されている(警察による試行は2009年

4月から全国に拡大実施予定)。しかし、現在行われている一部録画試行は、捜査官の全面的な裁量による、取調べの最終段階の一部だけを切り取った録画であり、録画されていない取調べにおいてどのようなやりとりがなされているのか全くわからない。このような一部録画では密室での違法・不当な捜査は排除できず、冤罪の解消にもつながらない。

取調べ可視化の一助、皆様の充実した刑事弁護活動の一助としてこの申入書とマニュアルをお使いいただければ幸いです。

(東京弁護士会会員)

△最後に▽

取調べ可視化の一助、皆様の充実した刑事弁護活動の一助としてこの申入書とマニュアルをお使いいただければ幸いです。

(東京弁護士会会員)

取調べ一部録画試行事例の収集に御協力を!

取調べの可視化実現本部副本部長 赤松 範夫

日弁連取調べの可視化実現本部では、検察庁、警察が試行している取調べの一部録画の不当性を明らかにし、この定着を許さないために、一部録画が行われたケースについて、被疑者へのアドバイスを行ったか、一部録画DVDの謄写を行ったかなどについての御報告をお願いしています。

御報告は一部録画試行事例収集シート(このシートには刑事手続への被害者参加の報告欄も設けています)に御記入のうえ、当実現本部までFAXでお送りください。

(FAX:03-3580-9920) その際に問題点や疑問点がありましたら当実現本部委員から御説明させて頂くことも可能です。

収集シートは、各弁護士会、日弁連(担当:法制部法制第二課 03-3580-9844)に用意しているほか、日弁連会員ホームページからもダウンロードが可能です。よろしく御協力下さい。

(兵庫県弁護士会会員)

シンポジウム 「なぜ、無実の人が自白するのか？ —アメリカの虚偽自白 125事例が語る真実—」 (東京開催) 報告

取調べの可視化実現本部事務局次長 伊藤和子

昨年12月13日、米国の虚偽自白と取調べの専門家であるステイブン・ドリズイン氏(米ノースウエスタン大学ロースクール教授)を招へいし、「なぜ、無実の人が自白するのか？」と題するシンポジウムを開催した。

米国では、DNA鑑定などの結果、冤罪が相次いで発覚し、虚偽の自白が誤判の主要な原因であることが注目されている。各州では誤判防止のため取調べの全面可視化を相次いで導入し、すでに10の州とワシントンDCで取調べの全面可視化が実現している。ドリズイン教授は、2003年、当時イリノイ州上院議員であったバラク・オバマ氏(現米国大統領)と共に、全米初の取調べ可視化立法をイリノイ州で成立させるのに尽力した経歴を持つ。また、2004年、米国で発生した125件の虚偽自白の事例を集積した実証的研究を発表した。これは、DNA鑑定や真犯人の発覚などで、無罪であることが完全に証明された人に関する虚偽自白のみを集積した、全米史上最大規模かつ画期的な虚偽自白研究である。

シンポジウムでは、まずドリズイン教授から、上記研究を踏まえた報告をしていただいた。米国の虚偽自白125例には、被疑者が少年・知的障がい者であったなどのケースもあるものの、大多数は健全な判断能力を有する大人であり、そうした人々が特段の物理的強制もなく、被疑者の心理を操る取調べの心理的テクニックによって自白に至ったという。

125例のうち81%は、殺人事件についての虚偽自白であり、50%のケースが取調べから12時間以内で自白、89%が取調べから24時間以内に自白をしている。つまり、通常の大人が、極刑も予想される重大事案について、取調べから24時間程度で精神的に追い詰められ、犯してもいない自白をさせられたのである。この実態は、米国よりはるかに取調べ時間が長い日本の実務を考えると、さらに衝撃的である。

ドリズイン教授はまた、自白がひとたび陪審員の目に触れると、自白以外の証拠が薄弱なケースでも、陪審員は驚くべき確率で被告人を有罪にすることを統計上明らかにした。自白は事実認定者に強い偏見を与える危険な証拠であり、誤判のリスクが高まると警告された。ドリズイン教授は最高裁に係属中の名張毒ぶどう酒事件について、自白評価に関する「法廷意見書」を提出したことを紹介し、米国の虚偽自白が示す教訓に照らせば、同事件の自白は虚偽であることが強く疑われる、とし、「無実の人はよほどのことがない限り重大事件について自白しない」という自白偏重の思い込みを日本の司法が改めるべきだと示唆した。



300人近い市民、研究者、弁護士が参加した

ドリズイン教授はさらに、虚偽自白による誤判をなくすもつとも重要な制度改革として取調べの全面可視化が必要であると強調し、米国でもそのための改革が広がっていると紹介した。特筆すべきは、取調べの一部録画がもたらす冤罪という問題である。米国ではすでに著名な二件の冤罪事件で、被疑者の自白部分を録画したビデオをもとに陪審員が有罪を評決したにも関わらず、あとで真犯人が別にいたことが明らかになったことが紹介され、一部録画では冤罪を防止できないばかりか、かえって判

断を誤らせる危険すらあることが強調された。ドリズイン教授の報告の詳細は、最近出版された「なぜ無実の人が自白するのか」(日本評論社)を参照されたい。

この講演を受け、特別報告として、免田栄氏が、免田事件における自白経過と、冤罪の生む悲劇を身をもって訴えられた。また、足利事件弁護団の佐藤博史会員(第二東京)より、DNA再鑑定を受ける弁護側の権利が認められていない日本の実情を乗り越えようとする精神的な弁護活動が紹介された。その後、高野隆会員(第二東京)をコーディネーターに、当本部の小坂井久副本部長(大阪)、布川事件再審請求人の桜井昌司氏を交えてのパネルディスカッションが行われた。桜井氏が虚偽の自白をさせられた経験や小坂井副本部長の報告から、虚偽自白を引き出すテクニックが日米で極めて類似していること、虚偽自白の誤りが司法で是正されにくい実情にも日米で共通性があることが浮かび上がった。一方、大きな違いとして、

日本の取調べの長さがクロスアップされ、ドリズイン教授は「23日も取り調べるとするのは異常」と述べて虚偽自白の危険を強く警告し、小坂井副本部長は「日本の捜査の実態からすれば、虚偽自白の危険性、誤判の危険性は日本のほうが深刻。裁判員制度とともに今こそ取調べの全面可視化を実現すべきだ」と強調した。シンポジウムではこのほか、自白証拠の危険性をこれから裁判員となる市民に訴えていく必要性、DNA鑑定の活用など、今後の改革に関する熱い議論が続き、まずは今懸案の冤罪事件について最高裁が自白偏重とは異なる新しい判断を示すべきだ、との指摘で終了した。

会場である虎ノ門の発明会館には300人近い弁護士、研究者、市民の方々にお集まりいただき、メディア取材も多く、最後まで熱心に聞いていただいた。裁判員制度を目前に取調べの全面可視化の必要性を鮮明にする機会とすることができたと思う。

弁護士研修「無実の人がなぜウソの自白をするのか？—アメリカ125の虚偽自白の研究と取調べの可視化、そして弁護実践—」(大阪開催) 報告

取調べの可視化実現本部事務局員 清水伸賢

昨年12月16日、大阪弁護士会館において、「無実の人がなぜウソの自白をするのか？—アメリカ125の虚偽自白の研究と取調べの可視化、そして弁護実践—」と題して会員に対する研修が行われ、多くの会員が参加した。同研修は三部構成で、第1部が会員からの報告、第2部としてドリズイン教授の講演、第3部は「虚偽自白の心理と弁護実践—日米比較から—」と題し、同教授と青山学院大学の高木光太郎教授(供述心理学)、及び当本部副本部長である小坂井久会員(大阪)の三者の対談形式で行われた。

第1部は当本部事務局員である秋田真志会員(大阪)からイリノイ州における冤罪調査と取調べの可視化の状況についての報告が行われ、続いて名張毒ぶどう酒事件の弁護団の一員である西田雅年会員(兵庫県)から、名張毒ぶどう酒事件での虚偽自白とドリズイン教授の法廷意見書についての報告が行われた。

第2部のドリズイン教授の講演は、虚偽自白強要問題を統計やデータ、具体的事例を挙げて分析を行いつつ、虚偽自白防止のための取調べの全面的可視化の必要性や、かつての捜査機関の可視化反対意見、及びそれに対する反論等に言及し、さらに名張毒ぶどう酒事件における法廷意見書の内容についても触れる充実した内容であった。

第3部は、ドリズイン教授の講演を受けて、日米における虚偽自白の原因や取調べの状況等を比較した上で、虚偽自白の原因や捜査のあり方について、さらに全面的可視化導入の必要性についての議論を行った。

(東京弁護士会会員)

(大阪弁護士会会員)